

設置等の趣旨(本文)

設置の趣旨

目次

	頁
1. 設置の趣旨及び必要性	4
(1) 設置の趣旨	4
(2) 設置の必要性	4
(3) 教育・研究環境の整備	5
2. 博士後期課程の位置づけ	6
(1) 位置づけ	6
(2) 育成する人材像（博士後期課程の目的と教育目標）	6
(3) 博士後期課程修了後の進路	7
(4) 3つのポリシー	7
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
(1) 研究科、専攻の名称	9
(2) 学位の名称及び英語名称	10
(3) 修業年限、入学定員及び収容定員	10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	10
(1) 教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)	10
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	16
(1) 教育方法	16
(2) 履修指導及び研究指導の方法及び修了要件	16
6. 基礎となる修士課程との関係	24
(1) リハビリテーション科学研究科修士課程との関係	24
(2) 修士課程と博士後期課程の3つのポリシーとの関連	24
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	25
8. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	25
9. 入学者選抜の概要	27
(1) アドミッション・ポリシー	27
(2) 出願資格	27
(3) 選抜方法と選抜基準	28
(4) 選抜体制	29
(5) 社会人学生の受け入れ体制	29
10. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	29
(1) 教員組織の編成	29
(2) 教員の年齢構成	30
(3) 教員の負担軽減	30
(4) 教職協働体制	30

(5) 研究倫理体制	31
(6) 厚生補導	31
11. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み	32
(1) 研究指導体制	32
(2) URAによる研究支援	32
12. 施設、設備等の整備計画	33
(1) 校地、運動場の整備計画	33
(2) 校舎等施設の整備計画	33
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	34
13. 管理運営	35
(1) 研究科教授会	36
(2) 大学運営会議	36
(3) キャンパス協議会	37
14. 自己点検・評価	37
(1) 目的	37
(2) 内部質保証推進の実施体制	37
15. 認証評価	38
16. 情報の公表	39
17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	40
(1) 組織的な研修等の実施体制 (FD・SD)	40
(2) 大学院独自の研修等の実施体制 (FD・SD)	40

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

わが国の人口構成の変化に伴い、医療保健福祉分野において大きなパラダイムシフトが起きており、従来の疾病や障がいに対する理学療法・作業療法から我々は大きく発想を転換する必要がある。特に今後益々進行していくわが国の超高齢社会や「人生100年時代に自分らしく生きる」ことを想定すると、疾病予防や介護予防など、健康寿命延伸を意識した医療・介護における予防的介入を重要視しなければならない。リハビリテーション分野においても、対象者の疾病治療ならびに回復を基盤とするだけでなく、疾病や障がい等の予防や健康増進等についても対応することが求められるようになり、新たな展開が必要である。

この度、リハビリテーション領域における最先端の研究を実施し、臨床現場や教育・研究分野で活躍できる高度な専門性と、研究マネジメント力、論理的思考力、創造力、発信力を有する人材を育成することを目的にリハビリテーション科学研究科に博士後期課程の設置を計画する。博士後期課程の設置により、今後の地域社会の変化に対応したリハビリテーション介入のあり方を科学的に探求し、その成果を活かせる科学的視点を持った理学療法士・作業療法士等のリハビリテーション分野におけるリーダーを育成することを目標とする。

リハビリテーション科学研究科(以下「本研究科」という。)では、基礎研究、臨床研究、さらには応用研究を推進することによって、予防から治療に至る種々の側面からリハビリテーション科学を総合的・包括的に捉え、リハビリテーション科学の発展に寄与するとともに、その成果を広く社会や教育に還元することを設置の趣旨とする。

(2) 設置の必要性

近年、運動及び栄養介入が様々な疾病の予防や病態の進行に対して有効であることが徐々に明らかとなっており、高齢者の加齢変化に対する運動介入は、フレイル・サルコペニアの予防などに繋がり介護予防としての重要な位置づけとなっている。急速に進む超高齢社会においては、身体に加齢変化だけでなく認知機能の低下をいかに予防するかも重要な課題であり、これらに対する理学療法士・作業療法士等への期待は益々高まっている。加えて、科学的根拠に基づく治療展開が重要視され、そのための科学的根拠の集積にも早急に取り組むことが求められており、理学療法士や作業療法士等が研究者としてそれぞれの専門能力をさらに高めることが必要である。修士課程においては、理学療法学を発展させた病態運動学分野、作業療法学を発展させた人間活動科学分野で専門性を高めてきたが、これからの予防から治療に至る幅広いリハビリテーション科学で活躍する人材を育成

するためには、修士課程よりも高度な教育を受け、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者、及び優れた研究能力を備えた高度専門職者の養成や育成が急務である。そのため、博士後期課程では、修士課程の2分野をより高度に統合された1分野として開設することが必要と考える。

令和5(2023)年現在、全国における理学療法士養成課程を有する大学は130校、作業療法士養成課程を有する大学は101校、そのうち大学院を設置している大学は約半数の68校、博士課程を設置している大学は49校である。そのような状況の中、兵庫医科大学(以下「本学」という。)の所在地である関西には理学療法士・作業療法士養成課程を有する大学が31校に対して、大学院を設置している大学は11校のみであり、博士課程については8校に留まっている。本学においても平成23(2011)年に大学院医療科学研究科修士課程を開設し、高度実践専門職者及び研究者・教育者の育成を行ってきており、令和5(2023)年度までに114名が入学し、令和4(2022)年度までに88名の修士課程修了者を輩出してきた。本学修士課程修了後に他大学あるいは本学の他研究科博士課程に進学し博士の学位を取得した者は合わせて10名以上(学位取得見込みを含む)となり、学位取得後に大学教員や研究者、さらに臨床現場において研究を継続しながら科学的根拠に基づいたリハビリテーション医療を実践している。また、博士後期課程には進学していなくても指導教員と共同研究を継続し、論文投稿を継続している修了生もいることから、リハビリテーション科学の発展を考え、さらに高度な研究活動に取り組みたい人材の輩出が出来ているものと思慮する。これらのニーズに応え、指導的立場に立てる人材の育成や、将来の研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者を輩出するためにも、3年間の博士後期課程が必要と考える。

(3) 教育・研究環境の整備

学校法人兵庫医科大学(以下「本法人」という。)は、昭和46(1971)年11月に学校法人兵庫医科大学寄附行為の認可を受け、翌年4月に、「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を建学の精神として、医学部単一学部からなる兵庫医科大学を開学した。その後、平成19(2007)年に兵庫医療大学を開学し、平成23(2011)年4月には、次世代の医療を担う医療人の育成、という趣旨のもと、更なる学問的発展と高度実践医療専門職の育成を目指し、博士後期課程の基盤となる医療科学研究科修士課程を開設し、教育者・研究者並びに高度専門職者の育成に取り組んできた。令和4(2022)年の大学統合により、兵庫医療大学は兵庫医科大学となり、医系総合大学として更なる教育・研究を推進できる環境の整備を図ったところである。

なお、本申請前に令和5(2023)年6月には、医療科学研究科からリハビリテーション科学研究科へと変更すべく名称変更の届出を済ませており、令和6年(2024)4月よりリハビリテーション科学研究科と称する。

本法人は、兵庫医科大学に医学部、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部並びに大学院に博士課程として医学研究科、薬学研究科、修士課程として看護学研究科、リハビリ

テーション科学研究科を設置している。また、兵庫医科大学病院、ささやま医療センターを有し、リハビリテーション部門においては従来から先進的なリハビリテーション医療の実践のみならず、教育・研究を推進してきている。これらのバックアップのもと、学部生並びに修士課程の大学院生も共同研究に参画している。さらに、医学研究科の教員との共同研究や医学研究科の教員からの指導を受けるなどの連携体制も構築している。本学では、医系総合大学として医学研究科等との連携を博士後期課程の研究指導においても活用することができ、より高度な研究指導体制の構築が実現できる環境を整えている。

2. 博士後期課程の位置づけ

(1) 位置づけ

前述の背景を踏まえて、本学はリハビリテーション科学研究科修士課程の上に、博士後期課程を設置し、より研究活動に重点をおいた教育を実施し、リハビリテーション領域における高度な知識と技術、さらには、創造性や独創性のみならず優れた研究マネジメント力を身に付けた人材を養成し、医療保健福祉など、地域社会並びに国際社会に貢献する人材の輩出を目指している。

本研究科の博士後期課程が目指すところのリハビリテーション科学とは、①先進的な機器やAIなどを活用したリハビリテーション、②疾病や障がい等の予防・健康増進等へ対応するリハビリテーション、③学際的視点に基づいて新たに創造し社会実装するリハビリテーションを柱に科学的に捉え、発展させる学問と位置づけている。

(2) 育成する人材像 (博士後期課程の目的と教育目標)

本研究科の使命は「理学療法・作業療法等の医療分野の専門性を有した人材が、医学・医療・保健学・心理学などの幅広い知識を修得し、さらに多種多様な疾病や高齢者などに対するリハビリテーション介入の効果について、多面的かつ科学的に分析し、それらの成果を地域社会に応用できる研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者を育成する」とし、研究科の目的を「リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の育成並びに様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者を育成する」としている。

それを踏まえて、リハビリテーション科学研究科博士後期課程の目的を以下のように設定している。

「リハビリテーション科学の追求と創生に向けた取り組みを展開することにより、この領域の更なる発展を担うことができる研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者を育成する」

具体的には、以下のような能力を有する人材を育成することを教育目標としている。

1. 自らの研究によりリハビリテーション科学分野におけるエビデンスを創出できる人材
2. リハビリテーション科学を牽引していくリーダー的役割を果たせる人材
3. 地方公共団体との協働により地域保健計画の策定等に貢献できる人材
4. 産学連携によりリハビリテーション科学分野における機器開発を担える人材
5. リハビリテーション科学分野における国際的なフィールドで活躍できる人材

【資料1】兵庫医科大学大学院学則(案)

(3) 博士後期課程修了後の進路

博士後期課程修了後は以下のような進路を想定している。

1. 大学や研究所等の教育研究機関において研究者として活躍する。
2. 企業においてリハビリテーション関連機器・商品の開発や分析などを行う研究者として活躍する。
3. 病院等の医療機関において指導的役割を担う高度な専門性を有するリハビリテーション専門職として活躍する。
4. 地方公共団体と協力し、地域保健計画策定に参画する専門官として活躍する。

(4) 3つのポリシー

本研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーは、リハビリテーション科学に関連する研究活動を通して、研究者としての中心的なスキルである「研究マネジメント力」「論理的思考力」を修得するとともに、研究内容の新規性はもとより、リハビリテーション科学の新たな領域への発展に向けたスキルである「創造力」「発信力」の修得を基盤としている。

そのため、学生に対しては、以下の通り、ディプロマ・ポリシーとして提示することとしている。

1) ディプロマ・ポリシー

本研究科博士後期課程では、所定の単位を修得し、以下の目標を達成した学生の修了を認め、博士(リハビリテーション科学)の学位を授与する。

修了までに学生が身に付けるべき能力は以下の通りである。

1. 研究マネジメント力【DP1】

自らリハビリテーション科学に関連する研究をデザインし、研究計画の立案、研究の実施、データ解析、結果のまとめ、論文執筆に至る一連の研究の流れをマネジメントできる能力を有する。

2. 論理的思考力【DP2】

物事を論理的に考え、幅広い視野を持って様々な研究に取り組んでいく能力を有する。

3. 創造力【DP3】

将来を見据えた先進的な視点を持ち、新しいことにチャレンジするような創造力を有する。

4. 発信力【DP4】

研究を実施するだけでなく、リハビリテーション科学に関連する自らの研究成果を広く世界に向けて国際学会や国際誌等で発信できる能力を有する。

2) カリキュラム・ポリシー

総合的かつ多様な視点から健康を科学的に捉え、人々が最期まで自分らしく生きることを支援するための新たな学術基盤を創出できる医療系人材の養成を目指したカリキュラム構成とする。本分野ではディプロマ・ポリシーの構成要素である研究マネジメント力、論理的思考力、創造力、発信力の4つの能力を修得した上で、次代のリハビリテーション科学を牽引できる能力を涵養する。そのための「専門基礎科目」、「専門科目」、「研究指導科目」を編成し教育を行う。専門基礎科目は、博士後期課程ディプロマ・ポリシーに繋がる基礎力の修得を目指す科目として開講するため、すべての学生が共通して受講するようにする。一方、専門科目は、学生の研究テーマが多岐にわたることを想定し、その上でリハビリテーション科学の修得と高い研究力の獲得を目指すためにも、学生の研究テーマに応じた教員チームを編成して実施する。そして、研究指導科目については、主指導教員を中心とした指導体制のもと実施する。

以上を踏まえ、カリキュラム・ポリシーは以下の通りとする。

1. リハビリテーション科学分野の具体的な課題を自ら設定し、研究デザインから論文執筆、研究成果発信までの一連のプロセスを高いレベルで遂行できる人材を養成するための科目を配置します。【CP1】
2. リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力の獲得を目指した科目を配置します。【CP2】
3. 論理的思考に基づき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身に付ける科目を配置します。【CP3】
4. リハビリテーション科学分野において新たな展開が期待されるテーマに対して、将来を見据えた先進的・学際的視点に基づき解決策を創造・発信する能力を身に付ける科目を配置します。【CP4】

5. 新たな知見の創造、及び情報発信を国際的フィールドで展開することをスタンダードとする科目を配置します。【CP5】

3) アドミッション・ポリシー

本研究科博士後期課程では、リハビリテーション科学を追求し、新たなリハビリテーション科学の創生に向けて取り組み、リハビリテーション科学の更なる発展を担う人材の養成を目指している。そのため以下のような人材を求めている。

◆求める人物像

1. 責任感や高い倫理観に基づき研究を継続する能力を有する。【AP1】
2. リハビリテーション科学の研究によって、この分野の発展に貢献するだけでなく、リーダーとなる意欲を有する。【AP2】
3. 研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者として、コミュニケーション能力と意欲を有する。【AP3】
4. 新しい研究分野に取り組む高い意識と創造力を有する。【AP4】
5. 国際的感覚及び語学力を有し、グローバルな視点で先進的な研究を推進し、その成果を世界に向けて発信する意志を有する。【AP5】

3つのポリシーの関連については、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを、カリキュラム・ポリシーに基づきアドミッション・ポリシーを策定しており、その関連性について【資料3】に示す。

【資料3】リハビリテーション科学研究科博士後期課程 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程、アドミッション・ポリシー関係図

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

本研究科の基盤には、学士課程としてリハビリテーション学部理学療法学科並びに作業療法学科、修士課程であるリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻がある。それらを受け、博士後期課程については、リハビリテーション科学のさらなる学術的発展に貢献でき、人々の健康を維持するための施策について、科学的に思考・提案できる人材養成を目指す観点から「リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士後期課程 (Doctoral program in Rehabilitation Science, Graduate School of Rehabilitation Science, Hyogo Medical University.)」とする。なお、現修士課程では研究者・教育者のみなら

ず高度な知識・技術を修得した高度専門職者を育成する目的を有していることから、修士課程は現行のまま改組せず、リハビリテーション科学研究科修士課程とする。

(2) 学位の名称及び英語名称

授与する学位は、博士(リハビリテーション科学)〔英語表記 Doctor of Philosophy in Rehabilitation Science〕とする。

学位の名称は本学リハビリテーション学部卒業により授与する学士(理学療法学、作業療法学)、修士課程修了によって授与する修士(医療科学)を受けたものであり、疾病の予防や治療、そして対象者の社会参加に至るまでのシームレスなリハビリテーション介入を研究対象としていることから、博士(リハビリテーション科学)がもっとも相応しい学位の名称であると思慮する。

【資料2】兵庫医科大学学位規程(案)

(3) 修業年限、入学定員及び収容定員

博士後期課程の修業年限は3年とし、入学定員は2名(収容定員6名)とする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

リハビリテーション科学研究科博士後期課程では、人間の健康を包括的に理解し、健康状態を維持・改善するための方策を科学的に解明することを特色とする。教育課程ではその取り組みが可能となるように編成する。修士課程では、病態運動学分野と人間活動科学分野の2分野を設置した。これは学部教育における「理学療法」「作業療法」の各分野の専門性の追求を狙ったものである。博士後期課程では修士課程の2分野を更なる学術的深化を図ることに主眼を置きながら人の健康を個人から社会に至るさまざまな枠組みのなかで包括的かつ多様的に捉えるリハビリテーション科学の発展を目指すものである。

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

1) 編成方針

1. リハビリテーション科学分野の具体的な課題を自ら設定し、研究デザインから論文執筆、研究成果発信までの一連のプロセスを高いレベルで遂行できる人材を養成するための科目を配置します。【CP1】

2. リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力の獲得を目指した科目を配置します。【CP2】
3. 論理的思考に基づき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身に付ける科目を配置します。【CP3】
4. リハビリテーション科学分野において新たな展開が期待されるテーマに対して、将来を見据えた先進的・学際的視点に基づき解決策を創造・発信する能力を身に付ける科目を配置します。【CP4】
5. 新たな知見の創造、及び情報発信を国際的フィールドで展開することをスタンダードとする科目を配置します。【CP5】

博士後期課程では専門基礎科目、専門科目、研究指導科目、自由科目を設定する。専門基礎科目では、国際的フィールドで活躍するための能力を高めるとともに、先進的・学際的視点に基づき新たな解決策を創造・発信する能力を修得するための科目を配置する。専門科目ではリハビリテーション科学に基づく研究実践に必要な講義に加え、学生の研究テーマに応じて指導教員チームを編成し、双方向的なディスカッションを通して学びを深める。そのため、専門基礎科目と専門科目については、すべての学生が必修科目として履修することとする。開講科目とディプロマ・ポリシーとの関連は表1の通りである。

また、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則において、理学療法士ならびに作業療法士の養成課程の専任教員になるためには「教育に関する科目」を履修しておくことが求められることになっている。そのため、博士後期課程修了者のキャリア形成を支援する観点から、教育力を培う科目として、博士後期課程の修了要件に含めない自由科目を設けることとした。

表1 開講科目とディプロマ・ポリシーの関連

科目		ディプロマ・ポリシー			
		研究マネジメント力	論理的思考力	創造力	発信力
専門基礎科目	Scientific English		○	○	◎
	先進リハビリテーション学			◎	○
専門科目	リハビリテーション科学特講	○	◎		
	リハビリテーション科学特講演習	○	◎		
研究指導科目	特別研究	◎	○	○	○

特に関連が強いものを◎、一定の関連があるものを○で示す。

2) 実施方針

コースワークとして実施される専門基礎科目では、学生の論理的思考力、創造力、発信力を涵養するために、双方向・多方向の講義形態と、プレゼンテーション等を含めたアクティブラーニングを組み合わせる。専門科目については、研究マネジメント力や論

理的思考力を高めるために、研究論文に対するディスカッションや自身の研究課題に関連するテーマのプレゼンテーション等を実施する。リサーチワークとして実施される研究指導科目は、主指導教員の指導を中心に、研究科に所属する教員・大学院生を含めた意見交換を通じて実施する。

3) 成績評価方法

学修成果については、ディプロマ・ポリシーに準じた到達目標の達成度合いをもとに評価する。評価は、小テスト、レポート、成果物、プレゼンテーション等をもとに決定する。

4) 授業科目の概要

本研究科リハビリテーション科学専攻博士後期課程では、修士課程における教育研究をさらに発展させたプログラムを提供することで、自立した研究者に必要な研究マネジメント力、論理的思考力、創造力、発信力の4つの能力を涵養する。各科目は複数のディプロマ・ポリシーとの関係があることから、その関係については表1に示す。

①専門基礎科目

1) Scientific English

「Scientific English」はCP5に基づき必修科目として配置する科目であり、1年次もしくは2年次のいずれかに履修できるよう隔年開講とする。新たな知見の創造、及び情報発信を国際的フィールドで展開することをスタンダードとし国際場面における優れた学術的発信力の素養を身に付ける科目とする。本科目を通して、英語表現による論理的思考力、創造力、発信力を涵養するため、英語教育を専門とする教員と、留学経験を有する教員、国際フィールドで情報を発信している専門職教員等が主に担当し、英語でのプレゼンテーション、ロジカルシンキングの構築、ライティング等を演習形式で学ぶ。

2) 先進リハビリテーション学

「先進リハビリテーション学」はCP4に基づき、リハビリテーション科学において新たな展開が期待されるテーマに対して、将来を見据えた先進的・学際的視点に基づき解決策を創造・発信する能力を身に付けることを目的として配置する科目である。修士課程における「リハビリテーション科学トピックス」を発展させ、病態運動学ならびに人間活動科学にまたがる最新のリハビリテーション学について教授するものである。そのため、リハビリテーション科学での新たな展開が期待されるロボットリハビリテーション、人工知能(AI: Artificial Intelligence)、産学連携、健康増進等の最新のテーマについて、本学医学研究科を有する西宮キャンパス、及び本法人施設であるささやま医療センター等との連携のもと各分野の専門家が担当し、1年次もしくは2年次のいずれかに履修できるよう隔年に開講とする。

「Scientific English」と「先進リハビリテーション学」は、隔年度に開講することで受講生の人数を確保し、ディスカッションを行いやすい環境を設ける。再履修者が発生した場合は、別途開講することで、学生の不利益が生じないように配慮する。これらの情報を統合的に学ぶことで、次代のリハビリテーション科学を開拓するための素養を身に付ける。

②専門科目

専門科目としては、「リハビリテーション科学特講」及び「リハビリテーション科学特講演習」を1年次に配置している。これらの科目では修士課程等で培った基本的な研究能力を基盤に、リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力を身に付ける。

担当教員は研究、教育、臨床の場において、成熟したキャリアを持つ教授陣や本邦のリハビリテーション科学をリードする最先端の研究を行っている教員で構成する。これらの科目では、複合的・学際的な研究領域をベースとした少人数での実践的演習を実施し、研究のマネジメントや論理的思考を修得する。

1) リハビリテーション科学特講

「リハビリテーション科学特講」は、CP2に基づき、リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力の獲得に向けて1年次に配置する。リハビリテーション科学の実践に必要な研究者倫理、データ解析手法、データマネジメント方法、論理的思考に基づく研究のアウトプット手法、社会実装の基本的能力を獲得する。また、学生の研究領域に応じて関与する教員組織を有機的に編成し、研究マネジメント、データ解釈、研究結果の効果的なアウトプット手法を身に付ける。本科目を通して、個人のみならず地域社会全体の健康課題を包括的に見据え、予防から治療介入まで貢献できる研究者の素養を身に付け、研究マネジメント力と論理的思考力を高める。

2) リハビリテーション科学特講演習

「リハビリテーション科学特講演習」は、CP3に基づき、論理的思考に基づき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身に付けるため、「リハビリテーション科学特講」に続けて履修できるよう1年次に配置する。「リハビリテーション科学特講」同様に学生の研究領域に応じて編成された教員が多角的に関与しながら、論文の批判的吟味、エビデンス創出に向けたバイアスへの対処や研究マネジメントについて演習形式で学ぶ。対象者個人に対する発達支援・障がい支援から、地域全体をターゲットとする地域支援、さらには近年医療専門職に対するニーズが益々高まっている介護予防、疾病予防領域等での新たな展開を議論するとともに、先進リハビリテーション医療との融合による研究発展の可能性を探索する。

③研究指導科目

1) 特別研究

「特別研究」は12単位として3年間履修する。「特別研究」はCP1に基づき、リハビリテーション科学分野の具体的な課題を自ら設定し、研究デザインから論文執筆、研究成果発信までの一連のプロセスを高いレベルで遂行できる人材を養成する科目として、1～3年次の在学期間を通じて履修すべく配置する。専門基礎科目、専門科目で学修する内容を基盤として、課題設定や研究のデザインから論文執筆、研究成果の発信までの一連の研究遂行能力の修得を目指す。研究指導では主指導教員からの個別指導と、リハビリテーション医療に関わる種々の研究領域をリードする教員からの組織的な指導を組み合わせることで学際的研究の素養を修得する。また、定期的な研究発表と

ディスカッションの機会を通して、自立した研究者に必要な研究マネジメント力を深化させる。

研究テーマ及び研究計画に関して、入学時より主指導教員を中心とする複数の教員がチームを編成して指導に当たる。学生は毎月のプレゼンテーションを通じて研究をブラッシュアップする。このプレゼンテーションは入学後から学位審査まで毎月継続的に行われる。1年次より、教員の指導の下、研究フィールドの調整や研究体制の構築の準備を進める。研究計画、プレゼンテーション、研究マネジメント関連の指導は、週1回を目安として、学生のスケジュールに合わせて柔軟に実施される。1、2年次には中間報告会を設け、学生は発表の準備を進める。中間報告会では、教員、研究者、医療専門職者等による指導を受け、研究の質を高める。3年次には学位論文の作成に合わせて、国際的な学術雑誌等への投稿に向けた準備を進める。論文の執筆に当たっては、週1回を目安にして、教員が密に指導する。その後、1月の学位論文審査会に向けてプレゼンテーションの準備を行う。

④自由科目

「教育学特論」、「リハビリテーション科学教育論(養成校教育)」及び「リハビリテーション科学教育論(臨床教育)」の3科目4単位を自由科目として1年後期～2年前期に配置する。なお、これらの科目は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則において求められる「教育学に関する科目」4単位に相当するものであり、ディプロマ・ポリシーに基づいて設定される科目ではなく、博士後期課程修了者に対するキャリア支援形成に資する科目として位置づけ、自由科目として開講する。「教育学に関する科目」4単位については、理学療法士作業療法士を対象とした修士課程の多くで開講されていることから、博士後期課程の入学生の殆どが履修済の可能性もあるが、履修していることを入学資格に含んでいないため、履修していない学生に対して、キャリア支援の観点から履修機会を提供するため自由科目として配置している。

「教育学特論」では、教育の基本、学校化社会と生涯学習社会の違い、学習者の学習に取り組む種々の心理、教育評価における心理的バイアス、カリキュラムや授業の設計、教育評価の目的や方法、学校教育に関する政策の決定と実施、質保証の方法について学修し、教育力の基本を培う。

「リハビリテーション科学教育論(養成校教育)」では、問題基盤学習及び客観的臨床能力試験について、その社会背景、理論背景、実践方法、利点・問題点等について学修し、また、日本の将来、リハビリテーション科学の将来を担う人材を育成するにふさわしい教育方法を考察・検討することにより、理学療法士・作業療法士の養成教育に関する知見を深め、理学療法教育・作業療法教育及びリハビリテーション科学を発展させ、広めるための知識を培う。

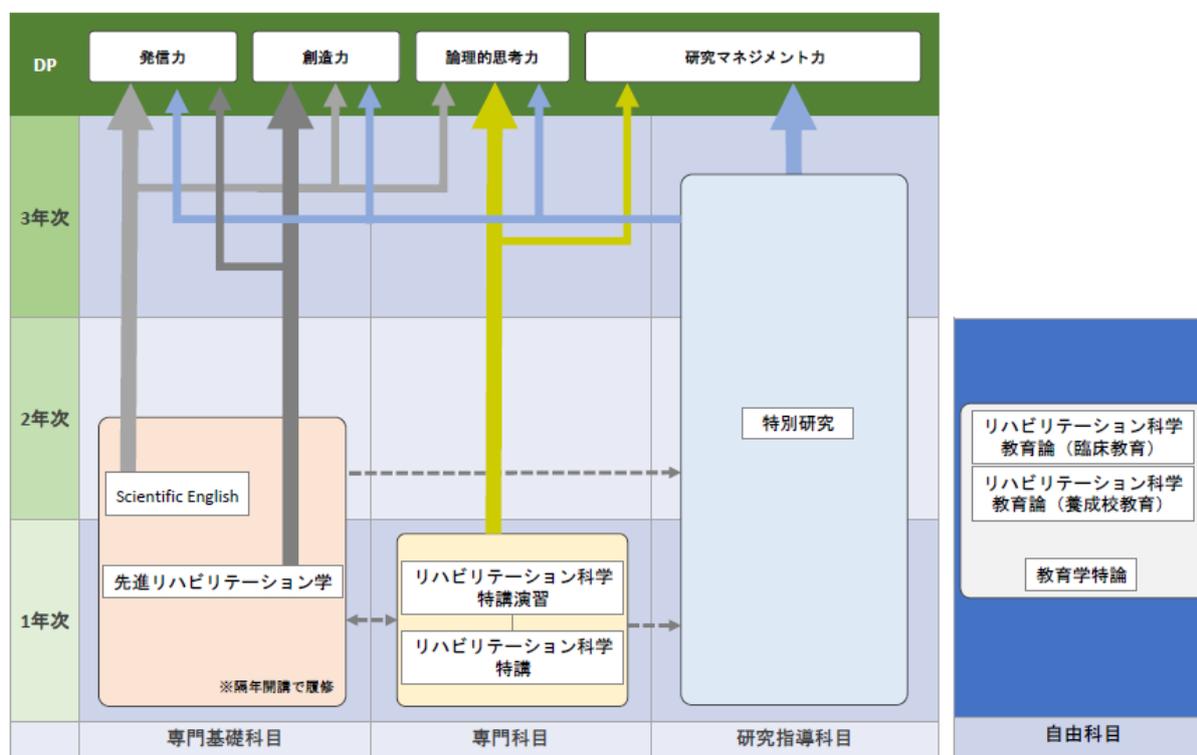
「リハビリテーション科学教育論(臨床教育)」では、臨床教育に焦点を当て、診療参加型臨床実習における指導方法、新人教育、専門職者の生涯学習の理念並びに方法等について学修し、臨床場面を介してどのように後進を育てていくのかについて、知識並びに技術の修得を図る。

【資料3】リハビリテーション科学研究科博士後期課程 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程、アドミッション・ポリシー関係図

各科目の配当年次、単位数は表2に示す通りである。また、専門基礎科目、専門科目、研究指導科目の各科目の関連性をカリキュラムツリーとして図1に示す。専門基礎科目、専門科目をもとに研究指導科目の実施に必要な能力を涵養しながら、「特別研究」の実施を経てディプロマ・ポリシーの達成を目指す。

表2 博士後期課程における各科目コマ数及び単位数

科目		1年次		2年次		3年次
		前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目	Scientific English (8コマ)	1単位 (隔年開講)		1単位 (隔年開講)		
	先進リハビリテーション学 (8コマ)	1単位 (隔年開講)		1単位 (隔年開講)		
専門科目	リハビリテーション科学特講 (15コマ)	2単位				
	リハビリテーション科学特講演習 (15コマ)		2単位			
研究指導科目	特別研究(90コマ)	12単位 (論文審査含む)				
自由科目	教育学特論 (15コマ)		2単位			
	リハビリテーション科学教育論 (養成校教育) (8コマ)			1単位		
	リハビリテーション科学教育論 (臨床教育) (8コマ)			1単位		



特に関連が強いものを太い矢印で示す。

図1. カリキュラムツリー

【資料4】兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科履修規程(案)

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

博士後期課程の授業は、科目の内容に応じて講義、演習形式で実施する。専門基礎科目、及び専門科目による系統的な学びを深めるためのコースワークと、研究活動を通してディプロマ・ポリシーの能力を深化させるためのリサーチワークを適切に組み合わせて指導を行う。講義科目の実施形態として、専門基礎科目である「Scientific English」は、演習形式のアクティブラーニングを多く取り入れることで、学生の主体的な学びを深める。「先進リハビリテーション学」については、近年のめざましい医学の進歩やそれに伴うリハビリテーション科学分野の変化に柔軟に対応するため、科目責任者はディプロマ・ポリシーの達成に向けた一貫した教育となるように統括・調整を行った上で、西宮キャンパス(兵庫医科大学病院)、篠山キャンパス(ささやま医療センター)とも連携したオムニバス形式での授業を展開する。講義形式を中心とするが、少人数での受講であるため教員や他の学生との双方向的な対話を通して理解を深める。専門科目については、少人数でのゼミナール形式で講義及び演習、プレゼンテーションを取り入れることで、専門性を深く掘り下げる教育を実施する。質問、研究相談などに関しては、適宜メールなどを活用して対応する。

(2) 履修指導及び研究指導の方法及び修了要件

1) 履修指導、研究指導の方法

- ① 主指導教員を中心に複数の教員が、学生の意思を尊重し、研究目的や能力、適性などに合わせて履修指導を行うとともに、研究科教員が連携し、研究指導を行う。
- ② 履修計画を年1回、作成するシステムを盛り込み、計画的に履修及び研究が進むよう指導を行う。
- ③ 1年次と2年次に中間報告会を実施し、学生の研究能力向上を図る。
- ④ 本学の他研究科、あるいは他の大学院、その他の研究機関に所属している連携教員(外部講師)による研究指導を受けることも可能とする。
- ⑤ 研究遂行で必要となる統計学について、修士課程時代に履修していない学生が希望する場合には、修士課程で開講している「医療統計学特論」並びに「リハビリテーション統計学実践特論」を聴講できるようにすることで学修の機会を確保する。
- ⑥ 博士後期課程においては、既に保健・医療・福祉等の領域において専門職として活躍している社会人などの入学を想定している。そのため、オンラインを併用したハイブリッド型の講義やオンライン講義、さらにはオンデマンド配信などを利用し

て、遠方からでも受講しやすい環境を整える。また、大学院講義日についても、年度当初のオリエンテーション時に予定を確認するとともに、社会人学生の勤務状況等に配慮し時間割変更等にて柔軟に対応する。なお、オンデマンド配信になった場合には、1単位当たりの時間の短縮につながらないように受講履歴等の管理を適切に行うこととし、LMS (Learning Management System) を活用した双方向性の意見交換の機会を確保する。

- ⑦ハラスメント対策等の観点から、主指導教員のみでなく研究領域内の複数の教員が研究指導を行う体制とする。

2) 課程修了の要件

博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

修了に必要な単位数は、専門基礎科目2単位、専門科目4単位、研究指導科目12単位の合計18単位とする。

【資料5】兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科早期修了に関する規程(案)

3) 入学から修了までの標準的なスケジュール

①1年次

入学後オリエンテーションにおいて、科目編成や修了要件及び3年間の履修フレームワークについてのガイダンスを実施する。その上で学生は主指導教員とともに3年間の履修計画書を作成して、研究科教授会に報告する。

履修科目については、専門基礎科目として、「Scientific English (1年前期もしくは2年前期:1単位)」、「先進リハビリテーション学 (1年前期もしくは2年前期:1単位)」を履修する。専門科目として、「リハビリテーション科学特講 (2単位)」、「リハビリテーション科学特講演習 (2単位)」を履修する。研究テーマの設定の過程では、「リハビリテーション科学特講」及び「リハビリテーション科学特講演習」で学ぶ先進的かつ学際的視野をもとに、創造的な研究能力を身に付けるよう努める。

研究指導を主とする科目である「特別研究 (12単位)」を1年次から通年で履修する。学生は主指導教員と副指導教員からの指導や討議を通して自身の研究テーマ及び研究計画のブラッシュアップを図る。研究テーマ及び研究計画に応じて、専門領域の異なる複数名の教員からなる研究指導体制を入学後早期より構築し、プレゼンテーションの機会を毎月設け、研究成果の発信力を培いながら研究活動を進められるようにする。7月に実施される中間報告会(総説、研究計画)で発表し、研究科内の教員のみでなく、他の研究科や法人内病院組織に所属する教員、研究者、医療専門職者等による指導を受け、研究テーマ及び研究計画の学際性を高める。可及的早期(12月まで)に

研究倫理についての審査を受け承認を得る。1年次中あるいは2年次から研究データの収集が開始できるように、研究フィールドの調整や研究実施体制等の研究マネジメントに関する部分についても指導を受けながら研究実施の準備を進める。なお研究倫理については、「リハビリテーション科学特講」の授業内において研究倫理に関するプログラムを受講し、研究倫理に関する知識を修得する。3月に当該年度の研究活動報告に関する書類を研究科教授会に提出し報告することとする。

②2年次

進級時に主指導教員から履修の確認とガイダンスを行う。

専門基礎科目として、「Scientific English(1年前期もしくは2年前期:1単位)」、「先進リハビリテーション学(1年前期もしくは2年前期:1単位)」を履修する。1年次に引き続き、「特別研究」を通年で履修する。学生はその進捗状況に応じて、立案した研究計画に準じ研究データの収集を開始し、適宜、主指導教員等とその進捗を確認しながら、研究マネジメントやデータ分析を実践的に学び修得する。7月に実施される中間報告会(研究進捗)にて、研究の進捗状況やデータ分析結果を発表し、研究科内の教員や研究科外の教員、研究者、医療専門職者等からのフィードバックを受け、データの分析方法をはじめ研究マネジメント、発表における理論的な構成やプレゼン方法等について幅広い観点で指導を受ける。2年次後期からは論文執筆の手法を学ぶとともに、自身の研究の論文執筆を進める。研究の進捗状況に応じて、得られた研究結果については、教員の指導のもと、学術雑誌等への論文投稿に向けた準備を進める。3月には研究活動報告書を研究科教授会に提出し報告することとする。

③3年次

進級時に主指導教員から履修の確認とガイダンスを行う。

2年次に引き続き、「特別研究」を通年で履修する。学生は研究計画に準じて研究実施を継続し、学位論文を作成していく。並行して、得られた研究結果について、教員の指導のもと、学術雑誌等への論文を投稿する。1月に学位論文及び学位論文審査申請書を提出し、学位論文審査会で学位論文の審査を受ける。

なお、入学から修了までの標準的なスケジュールを表3に示す。

表3 入学から修了までの標準的スケジュール

学年	月	内容
第1年次	4月	オリエンテーション・履修ガイダンス 履修計画立案 研究テーマ・研究計画のブラッシュアップ
	7月	中間報告会(総説・研究計画) データ収集に向けた準備、データ収集
	3月	研究活動報告書提出
第2年次	4月～	履修確認 データ収集・分析
	7月	中間報告会(研究進捗) 論文投稿検討
	3月	研究活動報告書提出
第3年次	4月～	履修確認 データ収集・分析、論文投稿
	1月	学位論文審査申請書提出
	1月	学位論文審査会 (合否判定)
	3月	課程修了・学位取得

なお、1年次末及び2年次末の研究活動報告書及び研究計画の状況により早期修了が見込まれる場合については、履修確認において研究指導を重点的に行うように指導計画を設定することとする。

例として、3年次前期で修了する具体的な当該学生に対するスケジュールを表4に示すとともに、「特別研究」の開講例並びに時間割例について表5に示した。3年次に進級した時点で、全ての学生が「特別研究」の2/3相当の指導が終了している。その上で、標準的な学生の場合には3年次の1年間を通して週1コマ程度の指導を行う時間割に対して、早期修了該当学生については、3年次前期に週2コマ程度の指導を集中して行うことで、単位認定に必要な時間数の指導を実施する。

表4 入学から修了までの早期修了の場合のスケジュール

学年	月	内容
第1年次	4月	オリエンテーション・履修ガイダンス 履修計画立案 研究テーマ・研究計画のブラッシュアップ
	7月	データ収集に向けた準備、データ収集 中間報告会(総説・研究計画) データ収集・分析
	3月	研究活動報告書提出
第2年次	4月～	履修確認 論文投稿検討 データ収集・分析
	7月	中間報告会(研究進捗) データ分析、論文投稿
	3月	研究活動報告書提出
第3年次	4月～	履修確認 投稿論文修正
	7月	学位論文審査申請書提出
	8月	学位論文審査会 (合否判定)
	9月	課程修了・学位取得

表5 早期修了(3年前期で修了)の場合の「特別研究」3年次の開講例

	3年次													
	前期							後期						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
標準		○							○					
早期修了		○			○									

○：開講する曜日を表す。

④ 修士課程において統計学を履修していない学生への対応

研究実践に必要な統計学に関する知識について、本研究科修士課程で開講している「医療統計学特論」、「リハビリテーション科学統計学実践特論」を聴講できるようにし、学修の機会を担保する。

4) 履修モデル

博士後期課程の指導では学生の希望する研究テーマに合わせて教員組織を有機的に構成し、密な教育・研究指導を展開する。具体的な学生の希望別履修モデルを図2に示す。

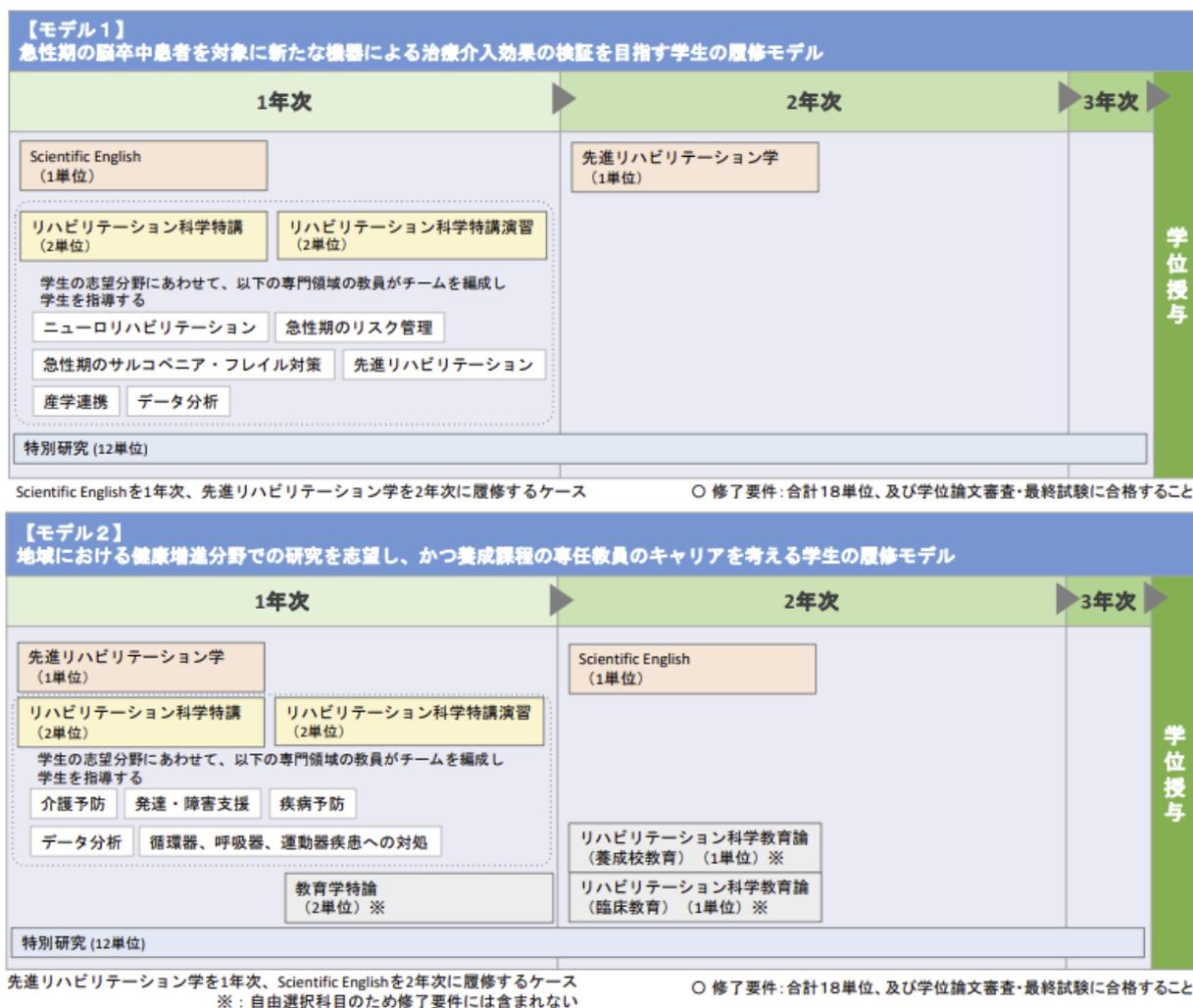


図2. 履修モデル

4) 学位論文作成スケジュール

1. 1年次の前期中を目処に研究計画の方針を固める。
2. 1年次7月の中間報告会で研究計画を報告する。
3. 2年次の7月に中間報告会において研究進捗状況を報告する。
4. 3年次の1月に学位論文を学位論文審査会に提出し、審査を受ける。
5. 本研究科教授会において、学位論文及び最終試験の結果を評価し、評価結果を学長に報告する。

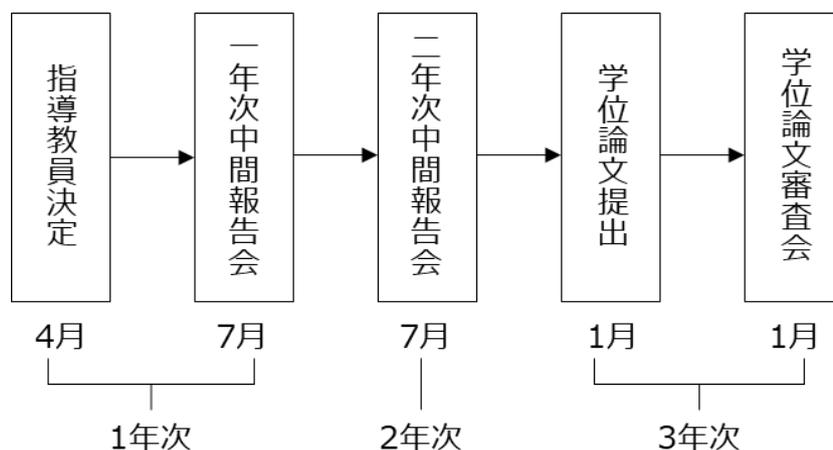


図3 学位論文作成スケジュール

5) 学位論文審査の要件

「特別研究」における学位論文審査を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- ①本研究科博士後期課程に2年以上在学していること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、所定の単位を履修し、本研究科に1年以上在学していれば申請を可とする。
- ②専門基礎科目2科目2単位、及び専門科目2科目4単位の計6単位を修得していること。早期修了の場合は修得見込みでも可とする。
- ③「学位論文審査基準」並びに「学位論文審査に関する内規」に基づき、学位論文の提出ができること。
- ④早期修了の場合においては、「早期修了に関する規程」の要件を満たすこと。

6) 学位論文審査の実施

学生は主指導教員・副指導教員の研究指導を受け学位論文を提出し、学位論文審査会での審査を受けることが必要である。

学位論文審査は、本研究科教授会で承認された教員3名(うち少なくとも1名は教授)の審査委員によって構成される。学位論文審査委員は主査1名と副査2名とする。学位論文審査の公平性を担保する観点から、審査を受ける学生の主指導教員は、当該学位論文審査委員の主査・副査には含めないものとする。

7) 学位論文の審査の流れ及び基準

学位論文審査会において論文の内容に関するプレゼンテーションと質疑応答を行い、下記の評価項目により総合的に評価する。学位論文審査会終了後、主査・副査は報告書を作成し、本研究科教授会に報告する。本研究科教授会において学位論文審査の可否と課程修了認定の可否について決定する。その結果を意見として添えて学長に報告し、学長はこの報告を受け、学位授与を決定する。

審査項目は以下の通りである。

<審査項目>

1. リハビリテーション科学研究として医学的もしくは社会的意義がある
2. 研究動機、研究目的が明確に示されており、新規性が十分に備わっている
3. 十分な文献検討が行われている
4. 研究目的に沿った研究方法(対象・データ収集並びに分析)が適切に用いられている
5. 分析結果が適切に提示されている
6. 一貫性・論理性のある論文である
7. 適切な文献を用い、結果を踏まえた深い考察を行っている
8. 参考文献の記述を含め論文としての形式が整っている
9. 倫理的事項が遵守されている
10. 英語表現が適切である
11. プレゼンテーションが論理的かつ分かりやすく実施されている
12. 質疑応答にも適切に対応できる

【資料6】兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科学学位論文審査基準(案)

【資料7】兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科博士後期課程 学位論文審査に関する内規(案)

8) 論文要旨の公表

博士の学位を授与した日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

9) 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用により行うものとする。

6. 基礎となる修士課程との関係

(1) リハビリテーション科学研究科修士課程との関係

リハビリテーション科学研究科修士課程は、リハビリテーション科学専攻として、病態運動学分野と人間活動科学分野の2分野で構成している。理学療法学をさらに高度化したものを病態運動学分野とし、作業療法学を高度化したものを人間活動科学分野として、教育研究活動を展開している。

博士後期課程では、1)研究マネジメント力、2)論理的思考力、3)創造力、4)発信力の4つの能力を身に付けた研究者の養成を目標に掲げている。多様な視点でリハビリテーション科学の研究に従事する研究者の養成を目的とすることから、基礎研究、臨床研究、さらには応用研究を推進することによって、予防から治療に至る種々の側面からリハビリテーション科学を総合的・包括的に捉え、リハビリテーション科学の発展に寄与するため、博士後期課程では修士課程の2分野をリハビリテーション科学専攻に統合させることとした(図4)。

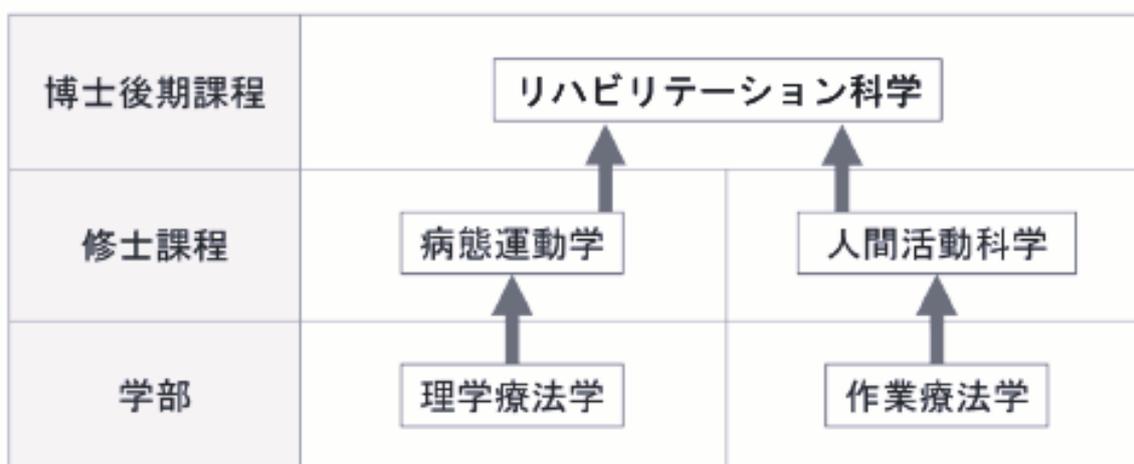


図4. 学部と大学院における専門領域の関係

(2) 修士課程と博士後期課程の3つのポリシーとの関連

博士後期課程のアドミッション・ポリシーは、修士課程のディプロマ・ポリシーをもとに作成したものであり、学生に求める能力としては、修士課程のディプロマ・ポリシーを満たしたものであるとしている。修士課程もしくは博士前期課程を経ずに博士後期課程に入学を希望する場合の事前審査については、修士課程のディプロマ・ポリシーを満たしていることを確認する。

また、博士後期課程においても、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが設定されていることを踏まえて、アドミッション・ポリシーを設定しており、それぞれは、相互に関連性を持たせて設定している。

【資料3】リハビリテーション科学研究科博士後期課程 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程、アドミッション・ポリシー関係図

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本研究科の教育においては、資料並びに動画配信等を用いた多様なメディアを高度に利用した履修を支援することとしている。本学においては、令和元(2019)年の新型コロナウイルス感染症拡大期間前よりLMSの一つであるMoodleを活用し、学部並びに修士課程の教育を展開してきている。新型コロナウイルス感染症拡大により各種学会の開催形式もオンライン化が進み、オンラインを活用することで海外との研究活動の意見交換も容易にできるようになってきた。それらのことを踏まえると、多様なメディアを活用し、特に、同時双方向のオンラインシステムを活用した研究報告等の教育を実施することは有益である。「Scientific English」などの科目は対面での教育で効果があることはもちろんのことながら、定員数の少ない本研究科においては、多様なメディアを活用し、学外の研究者との討議等を含めた教育機会の提供を行うことは大学院教育にとって有益なものとして計画している。これらオンラインでの受講も対面での出席と同様に扱う。

8. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

本研究科においては、大学院設置基準第14条に基づき、平日の夜間又は土日に教育(第14条特例を適用した教育)を行うことにしている。第14条特例を適用した場合においても、修業年限は3年、在学年限は6年と変更しないこととする。ただし、学生の研究環境や勤務状況等を考慮し、長期履修制度を設け、最大6年までの修業年限の延長を認める。第14条特例の適用を希望する学生においても計画的に履修ができるように、入学前の事前相談時には第14条特例を適用した場合の教育課程について説明を行うとともに、入学後のオリエンテーション時に時間割をもとにどのように科目履修を行うのかについて履修指導を行う。また、研究指導においては、個々の学生の研究テーマに応じて、主指導教員・副指導教員を決定する。まず、主指導教員と履修・研究計画を検討し、副指導教員を含めて在学期間を通じた研究指導体制を確認する。研究指導全般については、主指導教員が指導計画を立案するとともに指導責任を持ち、副指導教員と指導内容について綿密な打ち合わせを行

い、個々の学生に対して齟齬のない指導が提供できるようにする。また、定期的に指導教員チーム以外の教員も参加するゼミナール等を開催することで組織的な研究指導を展開する体制を構築する。このような体制を構築することによって、第14条特例を適用した場合においても、継続的な研究指導が実施できるように計画している。なお、主指導教員は研究指導教員(Dマル合教員)が担当し、副指導教員については、研究指導教員(Dマル合教員)もしくは研究指導補助教員(D合教員)が担当する。研究指導教員は、研究指導補助教員による指導について、適宜報告を受け、指導補助内容の適切さを確認する役割を持つ。

授業の開講日は原則として平日の夜間又は土日に設定し、予め時間割として学生に明示したうえでオンラインを併用したハイブリッド型の講義やオンライン講義、さらにはオンデマンド配信などを利用して遠方からでも受講しやすい環境を整える。平日の夜間又は土日に授業を開講する科目による教員の負担増については、教員毎の出勤簿にて勤務時間の管理を行い、振替休日の取得や休日手当の支給などを行う。また、授業については、最新の話題を提供するという観点から、複数の教員によるオムニバス方式・共同方式をとることで、学生にとっては、ディプロマ・ポリシーに掲げる「幅広い視野を持って様々な研究に取り組む」ことに寄与させながらも、個々の教員の回数を減らすようにしている。図書館並びに情報処理施設等については、土日であってもリモートアクセス可能な環境を整備している。なお、図書館及び情報処理施設等の利用方法については、入学後にオリエンテーションを実施して学生に説明を行う。入学者の選抜時には、募集定員が少数であることより第14条特例の適用を希望する学生に限定した定員の割り振りは行なわず、同一の合否判定基準で行うこととしている。なお、第14条特例の希望の有無を入学手続き時に確認することとしているが、入学後のオリエンテーションにおいても再確認することとしている。

本研究科博士後期課程において、第14条特例を必要とする理由としては、本研究科が目指す研究指導テーマが臨床に還元されるテーマを主に考えていることから、学生の多くが臨床現場に勤務しながらの研究活動になることが多いと想定している。そのため、日中の臨床勤務時間のことを考え、大学院での教育提供においては、平日の夜間又は土日に行う。

一方、第14条特例の適用によって、教員負担の増加が見込まれるため、学部並びに修士課程を含めた全体の教員配置において、学部のみを担当する教員、学部と修士課程を担当する教員、大学院博士後期課程までを担当する教員、修士及び博士課程のみを担当する教員に分かれることとなる。そのため、一部の教員の負担が過度に増加することはない。

【資料8】リハビリテーション科学研究科博士後期課程 時間割(案)

【資料9】兵庫医科大学大学院長期履修規程(案)

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

博士後期課程では、リハビリテーション科学を追求し、新たなリハビリテーション科学の創生に向けて取り組み、リハビリテーション科学の更なる発展を担う人材の養成を目指しており、アドミッション・ポリシーの通り、以下のような人材の入学を期待している。

◆求める人物像

1. 責任感や高い倫理観に基づき研究を継続する能力を有する。【AP1】
2. リハビリテーション科学の研究によって、この分野の発展に貢献するだけでなく、リーダーとなる意欲を有する。【AP2】
3. 研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者として、コミュニケーション能力と意欲を有する。【AP3】
4. 新しい研究分野に取り組む高い意識と創造力を有する。【AP4】
5. 国際的感覚及び語学力を有し、グローバルな視点で先進的な研究を推進し、その成果を世界に向けて発信する意志を有する。【AP5】

以上を踏まえ、入学者選抜では、受験者の研究に取り組むための意欲や倫理観などの基本的姿勢、修士課程等で修得した基本的研究能力及び博士後期課程で実施しようとする研究内容の新規性や発展性、国際的論文などの知見を整理できるグローバル性を判定するため、出願書類の審査、面接及び英語(筆記試験)を実施する。

(2) 出願資格

下記のいずれかの入学資格を満たした志願者に対して選考を行う。

1. 修士の学位又は専門職学位を有する者
2. 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
3. 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
4. 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(3) 選抜方法と選抜基準

選抜方法は、一般選抜のみとし、出願書類、英語及び面接の結果を総合的に判定して選抜を行う。英語では筆記試験を実施し、アドミッション・ポリシーにある新しい研究分野に取り組むための素地、国際的感覚やグローバル性の素地、英文理解などの読解能力を採点する。面接では受験者に個別に博士後期課程に進学する志望動機やこれまでの研究実績などを基にした研究計画についてのプレゼンテーションを課し、口頭試問を実施し、アドミッション・ポリシー各項目と基礎的な研究能力の観点から博士後期課程入学者としてふさわしい能力についてルーブリック等で基準を設け採点する(図5)。

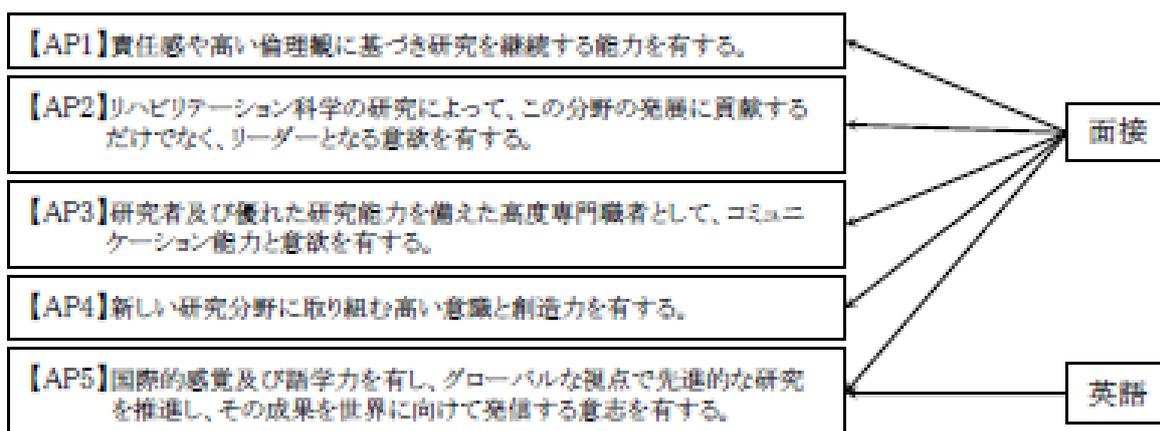


図5. アドミッション・ポリシーと入試科目の関連

・出願前の事前確認事項

受験を検討する者は、出願前に志望する研究指導教員と入学後の研究テーマ、研究計画等に関して事前相談する。

研究指導教員は志願者のバックグラウンドやこれまでの研究業績等を加味して、基礎的な研究能力があることを事前相談にて確認する。

・留学生対応

本研究科においては留学生入学選抜試験を区別して実施するのではなく、外国の課程を修了した者に対しても、他の志願者と同様に一般選抜を課し、同一の判定基準にて合否判定を行うものとする。そのため、留学生として特別に扱うものではない。

(4) 選抜体制

入試実施、募集要項の内容については、本研究科教授会の審議を経て学長が決定する。学長に委嘱された入学者選抜試験の出題委員が試験問題を作成する。入試実施については本研究科教授会が統括し、関わる教職員を構成メンバーとして実施する。合否判定については本研究科教授会での審議を経て学長が決定する。

(5) 社会人学生の受け入れ体制

博士後期課程では、社会人の学修機会確保の観点から、入学資格を満たした者で、関連する領域に勤務する意欲的な社会人を積極的に受け入れる。社会人が効率よく受講できるように、大学院設置基準第14条に規定する教育方法の特例を適用し、専門基礎科目並びに専門科目は平日の夜間又は土日に開講する。さらに、社会人学生が無理のない範囲で大学院を修了できるよう、長期履修制度を設け支援を行う。

【資料1】兵庫医科大学大学院学則(案)

【資料8】リハビリテーション科学研究科博士後期課程 時間割(案)

【資料9】兵庫医科大学大学院長期履修規程(案)

10. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成

博士後期課程の教員組織の編成は、基盤となるリハビリテーション学部、修士課程とのつながりを図りながら行う。学部にも所属しながら博士後期課程を担当する教員は、学部及び大学院修士課程教育を兼ねることとし、担当科目の分担によって博士後期課程での教育並びに研究指導を行えるように編成することとしている。大学院に所属する教員は、大学院修士課程、博士後期課程の教育を専ら担当する。博士後期課程の担当教員については、リハビリテーション科学研究科修士課程で教育・研究指導に携わっている博士の学位を有する教員並びに他大学にて博士後期課程の担当経験を有する教員で構成し、想定する研究指導領域に対応した豊富な研究業績・教育実績を有する専門家を配置する。理学療法・作業療法の領域は専門分化が進み活性化している。そのような発展している領域において、専門分化した社会活動において、各学会の理事長や理事、評議員などの役職者、さらには、理学療法ガイドラインの作成委員を任命された教員を複数含み、また、専門職種内に留まらず他職種との合同学会での役割を担うなど、学際的な活動をしている教員を配置している。「Scientific English」においては、語学領域の複数の課程で博士の学位を取得した教員や

留学経験を有する教員、さらに、多くの欧文論文・国際学会発表の業績を有する教員が担当することとしている。

本学には、すでに50年近くの歴史を有する医学研究科を設けており、医学研究科との共同研究を進めている教員も複数名いる。したがって、リハビリテーション科学研究を進める上で、医学研究科との共同研究が必要になった際にはスムーズに連携をとることができる環境が整っている。また、ささやま医療センターを中心に活動を展開している地域医学講座やロボットリハビリテーションを展開するリハビリテーション医学講座、さらには、ウイメンズヘルス領域において産婦人科講座などとの共同研究の連携実績を有する教員から研究指導を受けられる体制を提供できることは、研究指導を円滑に進める上で重要なポイントであり、継続的に発展させることが可能である。

以上のように、博士後期課程の定員2名に対して、多様な領域で活躍している教員を研究指導教員として配置することで、博士後期課程に入学する学生の多様なテーマの指導が展開できる計画としている。

(2) 教員の年齢構成

教員の年齢構成では、完成年度までに定年規定を超える教員が複数名いるが、法人理事会にて定年後も専任教員として完成年度まで期間雇用することについて承認を得たものである。研究指導教員の中核は、開設時点で40歳代後半から50歳代前半の教員であり、期間雇用教員の雇用期間満了、さらに、その後に定年教員が退職したあとも研究指導を継続的に実施できる年齢構成となっている。さらに、研究指導補助教員としては、30歳代の教員を含めて構成することによって博士後期課程としての活動が継続的に行える体制にしている。また、今後に向けて博士後期課程を担当していない修士課程並びに学士課程の担当教員に対しても博士後期課程の教員になれるように研究活動を進めるとともに、博士後期課程教員になるためのFD活動などを行い、教員の育成を推進する。

(3) 教員の負担軽減

学士課程・修士課程との兼務となる教員の負担においては、学士課程・修士課程のみを担当する教員の配置、博士後期課程の授業担当コマ数を含めた担当時間数の検討を行い、負担集中を回避するよう努めることとしている。基盤となるリハビリテーション学部での理学療法士・作業療法士の養成においては、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則によって求められる教員数が規定されているが、規定された人数を大きく上回る人員配置を行っており、学士課程の教育に影響を及ぼさないと思慮している。

(4) 教職協働体制

博士後期課程の教育研究指導における教職協働実施体制については、現状の学士課程、修士課程での体制を適用することとしている。特に、博士後期課程の研究遂行で求められる文献検索並びに複写依頼等においては図書館司書の協力が不可欠であり、図書館

のMy Library機能を用いての文献複写手配等についてのサポートを行う。このシステムを使用することによって、学生が依頼する時間帯に関係なく、サポートを行うこととしている。また、これらのシステムは西宮キャンパスの兵庫医科大学図書館本館とも接続しているものであり、医学研究科博士課程の学生に対するサポートと同等のものを提供できるようにする。

(5) 研究倫理体制

本学は人を対象とする医学系研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)の定めに沿って科学的かつ倫理的配慮のもとに行われることを目的として、兵庫医科大学倫理審査委員会を設置している。倫理審査委員会の構成員は、臨床医学系の教員6名、基礎医学系の教員3名、薬学部、看護学部又はリハビリテーション学部の教員1名、倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者2名以上、一般の立場から意見を述べることができる者2名以上、その他委員長が必要と認めた者若干名で構成している。

博士後期課程の学生の研究においても、修士課程と同様に、指導教員の指導により学生が研究計画書を作成した後、指導教員が研究責任者となり倫理審査を受けるものとする。兵庫医科大学倫理審査手順に従い、倫理審査申請書等の必要な書類を倫理審査委員会に提出し審査・承認を受ける。万一、研究計画書が承認されなかった場合は、倫理審査において指摘された事項について、指導教員が学生に研究計画の修正を行うよう指導し、再審査を受け承認を得るようにする。なお、倫理審査委員会は定例開催で毎月1回、原則第1火曜に開催している。

(6) 厚生補導

学生の厚生補導については、学生部長、関係教員や事務職員で構成した神戸キャンパス学生部委員会にて大学院に在学している学生においても必要に応じて検討することとしている。また、学割証等の発行においては、自動証明書発行機を配置し、学部生を含めてすべて自動発行の体制を整えており、大学院生についても同様に自動発行機を使用することで学生サービスの低下をまねかないように努めている。

【資料10】職員の定年に関する規程

【資料11】学校法人兵庫医科大学研究倫理規程

【資料12】兵庫医科大学 倫理審査委員会規程

【資料13】兵庫医科大学 倫理審査手順等要領

11. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み

(1) 研究指導体制

博士後期課程では学士課程・修士課程での枠組みを「リハビリテーション科学」として統合し、より学際的な研究活動を遂行することを目指している。リハビリテーション科学として取り扱う研究領域は幅広く、社会のニーズに対応した複数の領域に対応できるように、基盤でもある理学療法・作業療法の治療技術の向上を目指す基幹領域や、「先進リハビリテーション学」にて取り扱う健康増進領域やロボット・AI領域などを想定し科目を配置している。また、社会的にも重要性を増しているウイメンズヘルス領域、さらには、医療従事者教育・人材育成領域などの研究テーマに対しても対応可能なように研究指導体制を構築している。

研究の実施に際しては、学生の志望する研究テーマに即した研究指導体制を構築することを基本としており、テーマの共通する教員がグループを編成して指導にあたると共に、研究方法に応じて、解析や解釈に長けた教員が分野に関係なく適宜指導に参加することで研究指導の充実を図る。

また、国際的な発信については、論文投稿並びに海外留学経験等の実績を有し、語学力に長けた教員が領域を超えて議論に参加することで、他領域の研究者に対しても分かりやすいプレゼンテーション能力の修得に取り組むものとする。

(2) URAによる研究支援

本学のURAは、研究プロジェクトの企画・立案から立上げ・実行・進捗管理まですべてを担い、学内外のさまざまな部署を繋ぐパイプ役となっており、現在、2名のURAが本学大学事務部所属で以下のミッションに基づき活動している。

ミッション1は、兵庫医科大学のブランド力向上を目指した施策の立案であり、活動内容は、Hyogo Innovative Challenge事業の推進と兵庫医科大学を中核とした企業との研究拠点形成である。ミッション2は、兵庫医科大学の研究の促進・発展であり、活動内容は、研究シーズの発掘とプロジェクト化、研究の企画・マネジメント、学内外の連携・調整、研究資金の獲得、産官学の連携推進、研究成果活用促進の6項目としている。ミッション3は、大学における課題抽出と対応であり、活動内容は、契約及び知財戦略における課題抽出と改善提案などである。

また、法人内の研究支援として、URAは、学校法人兵庫医科大学内の各組織(兵庫医科大学、兵庫医科大学病院、ささやま医療センター)で行っている研究を支援している。

博士後期課程の研究支援においても、修士課程での研究支援と同様に、URAによる研究サポートを提供することとしており、円滑な研究活動が実施できる支援体制を有している。

<https://www.hyo-med.ac.jp/research/support/ura/>

12. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部並びに大学院 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科を設置している神戸キャンパスは、神戸市中央区港島(ポートアイランド)に位置している。神戸キャンパス全体の校地等の総面積は49,138㎡である。神戸の中心地からのアクセスが良好なポートアイランドには、本学以外にも複数の大学があり、研究・教育活動等で連携する文教ゾーンである。また、本法人本部、医学部及び兵庫医科大学病院のある西宮キャンパスからは、車で約30分、公共交通機関で約40分の距離にあり、教育、研究、課外活動等あらゆる面での協力体制、相互交流が充実している。

附属施設(薬用植物園)を除く敷地面積は、収容定員上の換算で学生1人当たり約30㎡と大学設置基準に定められた10㎡の約3倍の面積を有しており、屋外の芝生広場等、敷地内における学生の憩うスペースも十分確保されている。

また、レストラン、M棟(Mt. Wing)、G棟(Garden Wing)、ラウンジの開放により、屋内における学生の居留スペースにも十分な配慮を行っている。運動スペースについては、体育館(G棟アリーナ)があり、体育の授業やクラブ・サークル活動として利用している。さらに、敷地内にミニグラウンド、テニスコートなどを備えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

神戸キャンパスは、主たる校舎として4棟の建物を有し、その大部分を校舎等のスペースに充当している。

P棟(Port Wing)には、事務室、レストラン・売店・書店等の厚生施設、オクタホール(講堂)、図書館、ラーニングスクエア、グループ学習室等を配置している。

M棟(Mt. Wing)には、講義室、各種実習室、教員研究室、臨床薬学研修センター、カンファレンスルーム等教育施設を配置している。

G棟(Garden Wing)には、動物実験センター、RI実験センター等の特殊実験室、先端医薬研究センター、共同機器室、薬学部研究室、リハビリテーションラボ等を配置している。

G棟アリーナ(Garden Wing Arena)には、アリーナ、多目的ホール、スタジオ、アトリエ工作室等を配置している。

施設配置の考え方は、医療関係3学部を併設する教育・研究上の強みを活かし、ボーダレスな教育を志向することにとめない、学部固有のスペースを極力廃止し、学生、教員とも学部間の交流が容易に図り得る施設を配置している。

いずれの学部も講義に加えて演習・実習による講義形態の科目の比重が大きく、講義室とともにこれら演習・実習に対応した各種実習室を整備している。学部横断的な科目も多数

配していることもあり講義室は3学部の共同利用とし、また、学部間で跨る教育研究の促進のための共同機器室・実験室の設置など、効率性を考慮した施設整備を行っている。また、各棟には、学生・教職員が憩い、コミュニケーションを図る場としてのラウンジスペースを随所に確保し、特にM棟及びG棟4階の教員研究室周辺には、学生指導、教員間のコミュニケーションの確保のためのスペースを十分に確保し、開かれた環境を重視している。

リハビリテーション科学研究科博士後期課程の大学院生研究室(自習室)を整備し、大学院生用の机、椅子、書庫、ロッカーを設置している。共有のパソコン、プリンターを配置し、学内での学修・研究活動に支障が出ないように配慮する。また、M棟1階に設置されている情報処理演習室1・2やキャンパス内の無線LANも利用可能であり、自習環境としての広さや収容人数等教育研究環境は十分に整っている。

講義室については大学院専用の講義室や学部共用の講義室を使用し、学びに必要な備品等を整備している。大学院の講義は基本的に大学院生専用の講義室であるG447講義室を使用して行いが、この講義室にはプロジェクター、スクリーン、机、椅子が備えられており、学部講義では使用しない大学院専用のため講義に支障はない。また一部の講義で学部と共用しているM-106講義室(プロジェクター、スクリーン、マイク、机、椅子)を使用するが、学部講義は5限までであり、大学院の講義は平日の場合は6限あるいは7限、そして土日に実施するため、学部と講義室を共用することは可能である。(資料8参照)

本研究科の研究では主にG-309、G-310、G-314実験室を使用し、これらの実験室には別途資料の通り、本研究科での研究として想定しているバイオメカニクス、運動生理学、動物を用いた基礎研究などの多様な領域に渡る研究が実施できる実験機器・設備を備えている。そしてこれらの実験室は学部教育にも使用する共用部分ではあるが、大学院生の実験は平日の夜間、あるいは土日に実施するため、研究の遂行に支障はない。なお、実験室、実験機器の予約についてはWebにて予約状況を確認できるようにしている。

【資料8】リハビリテーション科学研究科博士後期課程 時間割(案)

【資料14】大学院学生研究室等整備状況

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、西宮キャンパス図書館と神戸キャンパス図書館とで構成されている。神戸キャンパス図書館はP棟3階に位置し、閲覧席は408席(学生収容定員数1,664名に対し24.5%)を有しており、学生・教員の教育研究の場として十分な座席数を確保している。館内には、グループ学習室18室、ラーニングコモンズとして「ラーニングスクエア」も設置しており、アクティブラーニングなど多様化する「学び」を支える場を提供している。収容可能冊数は約88,000冊で、和書約38,000冊、外国書約6,000冊、学術雑誌約480種(電子ジャーナル除く)、視聴覚資料約1,700点を所蔵している。教育研究・自学自修に必要な最新図書の収集は、シラバス掲載の教科書・参考書の購入及び図書館委員会を中核とした選書により行われ、各学部の専門分野及び必要性を考慮して整備している。

電子リソース(電子ジャーナル・データベース・電子書籍)については、SSL-VPNを利用して学外からのアクセスも可能としている。さらに、医中誌Web、SciFinder等のデータベースの検索結果から、電子ジャーナルや電子ブック・OPAC・CiNii Research等、利用者が求める最適な資料へと購読状況などの状況判断をしながらナビゲーションするリンクナビゲーションシステム「ExLibris SFX」も導入しており、学生・教員の利便性を高めている。

また、国立情報学研究所目録所在情報サービス「NACSIS-CAT/ILL」に参加しており、「NACSIS-CAT」により形成されている総合目録データベースのデータを利用することで、本学の蔵書目録データベースを構築し、蔵書検索を可能にしている。さらに、「NACSIS-ILL」により、全国のILLサービス参加大学機関図書館間での相互貸借サービス(文献複写・現物貸借)を可能としている。

他大学の図書館等との協力については、日本図書館協会、私立大学図書館協会、日本医学図書館協会、日本看護図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)、オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)に加盟し、情報交換や実務研修、相互利用等で連携を図っている。

【資料15】図書目録(リハビリテーション分野)

13. 管理運営

兵庫医科大学の教学面の管理運営は、大学の代表で包括的責任者である学長の下に、学長が必要に応じて置く職務毎の副学長(5名以内)及び各学部の学部長(大学院研究科長を兼務)を置く体制としている。

学長が教育研究事項に係る決定を行うに当たり意見を聴く目的で学部教授会及び研究科教授会並びに大学運営会議を置き、大学の意思決定がより効果的に行えるガバナンス体制としている。

大学運営会議は、大学全体の重要事項を審議するとともに学部間・研究科間の調整等の役割を果たす。教授会や研究科教授会の運営等については、教授会規程・研究科教授会規程で規定された学長との事前協議を通して学長と学部長・研究科長の意見調整が図られる。また、教授会や研究科教授会での意見は、大学運営会議にて学長に伝えられる。

大学院の管理運営については、研究科長が研究科教授会の議長となり、大学院の教育・研究・入試等に関する審議を行っている。また、キャンパス内で調整や意思疎通が必要な事項に関する協議体制として神戸キャンパス協議会を設置し、大学院の共通事項等についても協議・調整している。

(1) 研究科教授会

大学院学則第11条第1項に基づき各研究科に設置する研究科教授会は、次の者をもって構成し、研究科長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、必要があるときは随時開くことができる。

- ・医学研究科教授会：研究科長及び専任の教授
- ・薬学、看護学及びリハビリテーション科学研究科教授会：研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師

研究科教授会は同条第3項に基づき、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

(審議事項)

1. 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 学生の身分に関する事項
4. 教育課程に関する事項
5. 教員の人事に関する事項
6. 研究に関する事項
7. 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
8. 学位論文に関する事項
9. 研究科の運営に関する重要な事項
10. その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定めた事項

同条第4項に基づき、その他、学長及び研究科長の求めに応じ、教育研究に関する事項について審議し意見を述べることができる。

【資料1】兵庫医科大学大学院学則(案)

【資料16】兵庫医科大学研究科教授会規程

(2) 大学運営会議

大学の重要事項を審議する会議体として大学運営会議を置き、学長、副学長及び学部長をもって構成する。役割は兵庫医科大学大学運営会議規程第2条に規定する事項を審議し、学長が当該事項の決定を行うに当たり意見を述べることとする。

同会議は学長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、臨時に開催が必要な場合は、学長が召集することができる。

(審議事項)

1. 将来計画に関する事項
2. 教育研究活動に係る基本方針及び計画に関する事項

3. 入試に関する基本方針に関する事項
4. 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
5. 教育研究予算に関する事項
6. 内部質保証に関する事項
7. 教員その他重要な人事に関する事項
8. 学部間、研究科間の調整に関する事項
9. その他学長が必要と認める重要事項

(3) キャンパス協議会

本学西宮キャンパス及び神戸キャンパスにおける教育、研究、診療、及び管理運営に関する事項について、学部・研究科間の調整・連絡及び意見交換等を行うために、西宮キャンパス協議会及び神戸キャンパス協議会を置く。

同協議会は各キャンパスの統括副学長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、臨時に開催が必要な場合は、議長が召集する。

【資料17】兵庫医科大学大学運営会議規程

【資料18】兵庫医科大学キャンパス協議会内規

14. 自己点検・評価

(1) 目的

兵庫医科大学学則第3条第1項に、本学はその教育研究水準の向上を図り、大学の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すると規定し、大学院学則第4条にも同様に規定している。また、学則第3条第2項には、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表すると規定している。

(2) 内部質保証推進の実施体制

- 1) 全学の内部質保証の統括責任者を学長とし、内部質保証に責任を負う組織として、『兵庫医科大学内部質保証会議』(以下「内部質保証会議」という。)を設置している。内部質保証会議の役割・機能は以下の通りである。

1. 全学の自己点検・評価体制の企画・立案・調整及び実施、学部・研究科その他組織（以下「学部等」という。）の自己点検・評価の統括について、全学的な観点から質保証に関する検討を行い、恒常的・継続的に質の保証及び向上に取り組む。
 2. 学部等に対して、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーに基づき展開する教育活動について、PDCAサイクルに基づく評価結果を全学的な観点から審議を行い、必要に応じて改善に向けた指示、支援等の役割を担う。
 3. 教学マネジメント体制によるPDCAサイクルの機能や内部質保証システムの妥当性及び有効性を検証するために、認証評価機関が定める評価基準・項目及び本学の年度目標や重点課題・実施項目に基づいて、恒常的かつ継続的に全学的観点による自己点検・評価を行う。
- 2) 学部等の内部質保証の責任者は学部長・研究科長及びその他組織の長とし、学部・研究科においては『自己点検・評価委員会』を設置し、当該委員会が建学の精神、目的、3つのポリシー、その他方針等に照らし、IRの分析結果等の客観的エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施し、その結果を内部質保証会議に報告している。内部質保証会議で審議した評価結果・改善指示は学部等にフィードバックされ、今後の取組、計画等に反映させることで質の向上を図る仕組みとなっている。
- 3) 社会に対する説明責任を果たすため、第三者である学外の有識者で構成する内部質保証評価会議『兵庫医科大学内部質保証評価会議』（以下「内部質保証評価会議」という。）を設置している。内部質保証評価会議は、内部質保証会議の情報や社会環境の変化、社会や行政等からの要請を踏まえ、大学の教育研究活動及び大学運営等に関して評価を行い、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性を高めることを目的としている。

【資料19】兵庫医科大学 学部等自己点検・評価に係る内規

【資料20】兵庫医科大学内部質保証会議規程

【資料21】兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続

【資料22】兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規

15. 認証評価

本学は、公益財団法人大学基準協会による平成29(2017)年度大学評価(認証評価)の結果、大学基準に適合しているとし、平成30(2018)年4月から令和7(2025)年3月まで認定されている。次回の受審は公益財団法人日本高等教育評価機構で受審する。

<認証評価受審までのスケジュール>

令和5(2023)年7月 日本高等教育評価機構に受審申請

令和5(2023)年8月 認証評価対応組織を設置

令和5 (2023)年9月 キックオフ会議
令和6 (2024)年6月 報告書提出
令和6 (2024)年11月5～7日 実地調査受審

各教育評価機構等の外部機関により実施される分野別認定の結果も併せて、大学ホームページ上に公表する。

本学独自の自己点検・評価は、毎年、内部質保証会議、内部質保証評価会議を経て、自己点検・評価報告書をホームページ上に公表している。

・兵庫医科大学ホームページ／大学紹介／大学の取組み／点検・評価

<https://www.hyo-med.ac.jp/about/activity/assessment/>

認証評価を確実に受けることの証明

【資料23】大学機関別認証評価申請書 様式1・2

16. 情報の公表

大学院リハビリテーション科学研究科では、大学ホームページを活用して、建学の精神をはじめ、理念、教育目的、カリキュラム、シラバス、学則、専任教員のプロフィール、研究テーマ、研究業績、認証評価報告書、大学の基本的な情報、学生数、教職員数、入試情報、就職及び財務に関する情報などを公表している。

さらに、学校教育法施行規則第172条の2に基づく情報についても、大学ホームページに「情報の公表」のページを設け、公表している。

・兵庫医科大学ホームページ／リハビリテーション科学研究科

<https://www.hyo-med.ac.jp/faculty/graduate/science-medical/>

・兵庫医科大学ホームページ／大学紹介／情報の公表

<https://www.hyo-med.ac.jp/about/information/>

・兵庫医科大学ホームページ／大学院修了要件・学位論文審査基準

<https://www.hyo-med.ac.jp/faculty/graduate/requirements/>

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

教員の資質の維持向上の方策

本学は、本学の理念、目的の実現に向け、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)及びスタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)を積極的に推進するため、兵庫医科大学FD・SD推進室を設置している。

(1) 組織的な研修等の実施体制 (FD・SD)

兵庫医科大学FD・SD推進室は、個々の教員の教育力の向上、集団・組織としての教育力の向上、学部間・研究科間の相互理解力の向上、教員の研究力向上及び相互協力体制による研究力の向上及び教職員の大学運営に関する能力及び資質の向上を目的として、学内で開催されるFD・SD研修等の情報を収集・管理し、新たな研修企画等に役立てている。具体的には、FD・SD推進室が毎年度、全教員(事務職の管理監督職を含む。)を対象に開催する「全学FD・SDワークショップ」の企画・実施をはじめ、学部・研究科が独自で企画・開催する研修、管理運営に係るSD研修等について、年間実施計画、実施内容(実施日、テーマ、参加者等)の提出を求め、それらの情報を把握したうえ、関係会議等へ報告している。

各学部・研究科等が個々に開催する学外講師を招聘しての研修会、事務部門が実施する管理運営に必要な知識・能力の向上のためのSD研修なども、テーマに応じて学内Web上に公開し、より多くの教職員が参加できる状況にある。また、法人部門、兵庫医科大学及び附属病院が主催する医学・医療、管理運営に関わるFD・SD研修についても、部門、学部等を超えて共有すべきテーマでは、法人内Web上に公開されることで各キャンパスの教職員も参加できる。事務職員に関しては、全員が法人事務局に所属しており、新人研修、階層的研修の他、個々のスキルアップ、業務知識の向上を図るため、学内外での各種研修、講演会等への参加を研修・自己啓発活動状況として個人データベースに記録する制度も構築しており、対象イベントの開催は学内周知され、研修の機会を提供している。

【資料24】兵庫医科大学FD・SD推進室規程

【資料25】令和3(2021)年度～令和5(2023)年度FD・SD実施一覧

(2) 大学院独自の研修等の実施体制 (FD・SD)

本学は、「幅広い知識と豊かな人間性を持ち、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する」という教育理念に基づき、豊かな人間性とともに幅広い専門知識と優れた技術を備

え、医療を通じて社会に貢献できる人材を世に送り出すことを使命とする。したがって、教育研究水準の向上に組織的に積極的に取り組み、輩出する有資格者の能力・資質への責任を負うことが求められる。このような趣旨から、本学では自己点検・評価に加え、教育研究水準の向上や教育内容及び教授方法の改善を図るため、大学FD活動を基盤に組織的に大学院FD活動を推進している。

本研究科におけるFD活動は、研究力向上のための活動と教育力向上のための活動であり、大学院FD担当教員が企画し計画的に行う。具体的には、年1回、大学院を擁する理学療法士・作業療法士等の大学教員を外部講師として招聘し、研究内容や研究指導方法、研究室の運営方法等についての講演を行う。その他にも、年に複数回、本研究科教員による研究内容の紹介等を行う。年間のFD活動を企画する際に、学部教員、大学院教員、さらには、博士後期課程担当教員向けの企画となるように、内容について吟味しながら、それぞれの主たる対象者に焦点を当てたFD活動としてテーマを設定する。

さらに、年1回の頻度で、法人内のリハビリテーションに関連した部門等が集う「兵庫医科大学リハビリテーションセミナー」を開催し、臨床現場と密接な関係を持ちながら臨床技能並びに研究活動の推進を図る場を設けており、今後も継続する予定である。

また、大学院FD活動は、リハビリテーション科学研究科担当教員を対象として企画するが、研究科担当教員以外のリハビリテーション学部教員も対象に加えるとともに、博士後期課程の学生に対しても将来の教育者に向けてプレFDとして参加可能として実施する。